

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第20回補助金等審査分科会
開 催 日 時	令和2年7月17日(金) 午後3時50分から午後4時5分
開 催 場 所	瑞穂町役場庁舎 4階 全員協議会室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：平山委員(分科会長)、木村委員(副分科会長)、小池委員 欠席者：栗原委員、原田委員 (部長職) 出席者：大井企画部長、横沢住民部長、福島福祉部長、村山都市整備部長 小峰教育部長 (説明員) 2審査-5：長谷部産業課長 (事務局) 宮坂企画課長、渡辺企画係長、企画係稲村主任
配 布 資 料	補助金等の創設に係る審査書((仮称)中小企業者等・農業者事業継続支援給付金)
議 題	議題1 補助金等審査 2審査-5 (仮称)中小企業者等・農業者事業継続支援給付金
傍 聴 者	なし
審 議 経 過 (主な意見等を 原則として発言 順に記載。同一 内容は一つにま とめた。)	1 開会 分科会長から会議公開及び参与職員についての説明が行われ、会議が進められた。 2 議題 議題1「補助金等審査」 (企画課長) 審査に入る前に、事務局より資料の確認が行われた。 2審査-5 (仮称)中小企業者等・農業者事業継続支援給付金 ○審査案件についての説明要旨 ※説明員(産業課長)から資料に基づき、事業概要の説明が行われた。 ○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答 (委員) 自分でも今計算してみたが、上限である20万円が多くなる想定か。 (産業課長) 概ね20万円と想定し、予算計上をする予定である。 (副分科会長) 今上限が20万円という話があったが、審査書に記載のとおり550件

の給付があると見込んで、20万円×550件で予算の計上を行うのか。
また、財源は一般財源なのか。

(産業課長)

給付金の部分についてはそのとおりである。財源は、国の地方創生特別交付金の充当を予定している。

(分科会長)

事業所は瑞穂町にあるが、本人の住所地が瑞穂町でない方についても対象になるのか。事業所の場所で見えていく制度という認識で良いか。

(産業課長)

仰るとおりである。

(分科会長)

予算計上した分が終わると終了するのか。早い者勝ちになってしまうのか。

(産業課長)

基本的には対象者についてはお支払いする形で考えている。

(副分科会長)

農業収入年間50万円以上の農業者とあるが、例えば給与収入があるといった兼業している方も含まれるのか。含まれる場合、販売の収入に対してのみ補助の対象となるのか。

(産業課長)

国の農林業センサスの中に販売農家という区分けがある。農家は販売農家と自給的農家に分かれるが、販売農家は農畜産物の販売金額が50万円以上とされており、そこに今回は基準を置き50万円と定めさせていただいた。仰るとおり、中には兼業の方もいるかと思うが、あくまでも農業収入を比較し減少していれば対象となる。

○各委員からの賛否等の意見聴取

(委員)

賛成する。コロナウイルスの影響を考慮しているということと、持続化給付金と重複していないという点を評価する。他の自治体でも、同額程度で事業継続給付金として売り上げを計上した事業者に対し、給付を実施しているところがあると聞いている。このような形で、地元の中小企業を応援していくというのはとても有意義なことであると感じる。申請手続き等の事務作業が発生すると思うが、その対応も含め、引き続きよろしく願いしたい。

(副分科会長)

私も賛成である。今のコロナウイルスの状況で大変な方も非常に多いはずであり、中小企業や農業が大変になれば瑞穂町の特色から見ても色々なことに影響してくるのではないかと。国の財源を使うとのことで、他の事業に影響を与えることも少ないと思うので、是非困っている方を支援してい

ただきたい。

(分科会長)

私も賛成する。事務作業は大変かもしれないが、速やかな支給をお願いします。

※賛成が3人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

3 その他

※特になし

閉会 午後4時5分